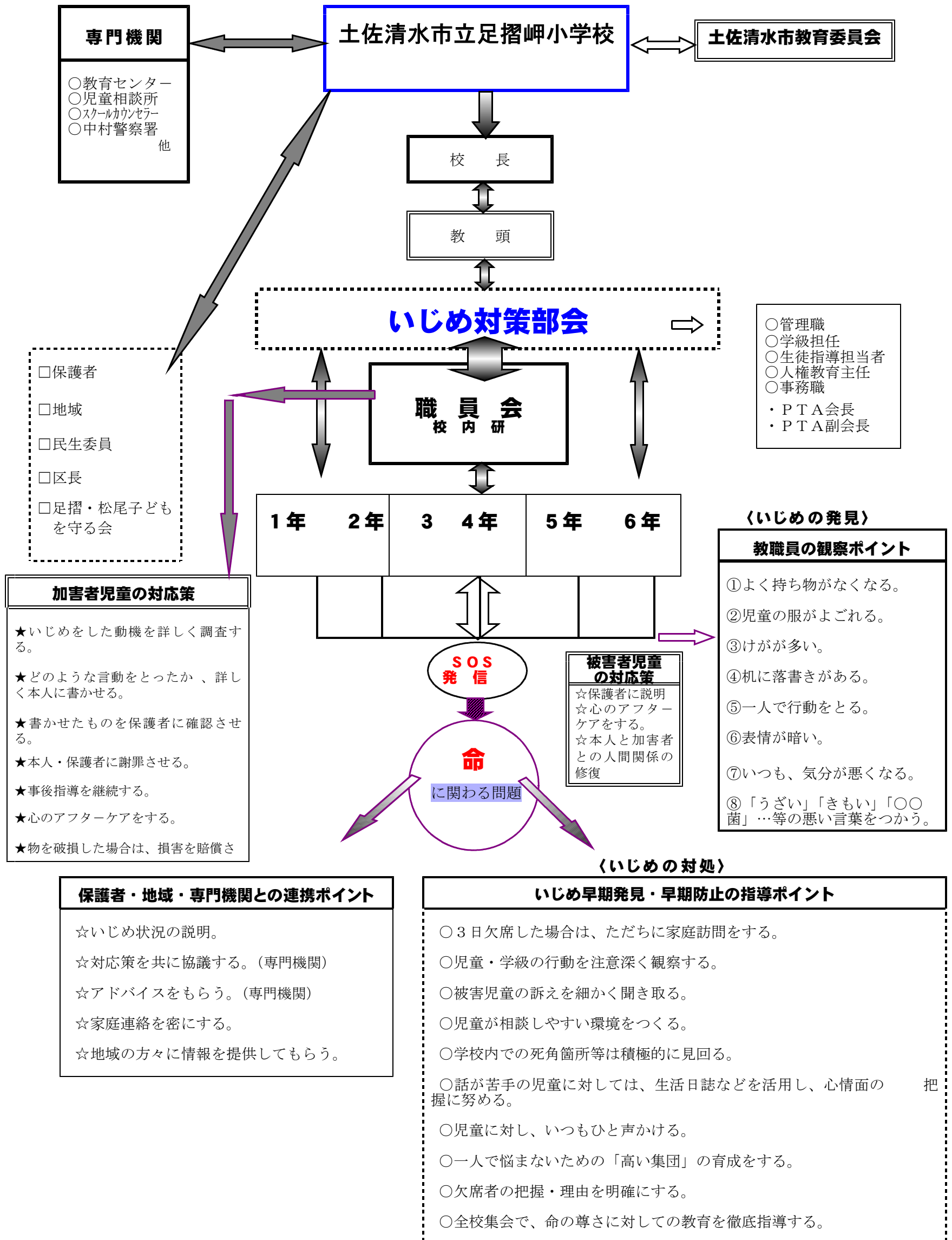


いじめについての対応マニュアル



基本方針

1 目標

学校生活において、平素の生活指導の指導範囲を著しく越えるような問題の予防・調査・解決のために本対策部会を設置する。

(注1) 例えば、いじめ、不登校、等である。

(注2) 構成は、校長、教頭、学級担任、生徒指導担当、人権教育主任、事務職員とする。

2 会議

月1回の定例会（職員会と併せて）及び、問題が生じたときに随時開かれる。

3 指導の原則

(1) 問題の発見・解決には一刻、一瞬を大切に、早期に対応する。

(2) 解決の方向は、具体的に決定される。

(3) 問題には、全教職員が、一致して当事者として対応する。

(4) 問題が発生したら、解決を確認するまで追求する。解決の確認には、校長があたる。

(5) 本対策部会での審議のうち、「個人名」「家庭の事情」等、必要とみなされるものは、非公開とする。

4 活動分野、方針

(1) いじめ

①「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している等当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。※いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第2条

②いじめは、見えにくいものであり、早期に発見するため次のような配慮をする。

ア 担任等による日常生活の観察

※ マニュアルの「〈いじめの発見〉教師の観察ポイント」参照

イ 全校児童対象のいじめアンケート、Q-Uアンケート等の前段階調査

ウ 10日目、20日目、30日目の蓄積欠席報告

③担任が発見したとき、子どもからの訴え、親からの訴えがあったときは直ちに解決のための行動がとられる。

ア 担任は、その日のうちに校長に概略を報告する。

イ 必要なときは、報告から24時間以内に会議を開き、方針を決め活動を開始する。（休み中は、できる限りの対応をする）

ウ 5日以上たっても改善が見られないときは、別途具体的方針をたてる。

(2) 不登校

①不登校とは、病気、私用等の理由がないのに、学校を休む場合をいう。

②不登校の対応は、発生直後と長期の2つに分ける。

③不登校の発生直後は、特に大切であり、早期に対応する。

ア 家庭との連絡をとり、不登校の原因を聞き出す。

「いじめ」「プールなどの不安」「宿題忘れ」等は、早急に解決の方向を出す。

イ できるだけ早期に会議を開き、方向を出す。

④長期不登校は、これまでの経験を生かし、保健室登校等、可能な形を追求する。